

その他のお問い合わせ先



お手続きメニュー(ご契約者さま)サイト

スマートフォンでのお手続きが便利なお手続きメニューサイトを開設しましたので、ぜひご利用ください。

- ▶ 給付金請求、住所変更、口座変更、クレジットカード変更、改姓、受取人変更などの手続きがしたい
※インターネットでお手続きが可能です。ご利用いただく場合には、マイリンククロスへの登録が必要です。
- ▶ 入院・手術・通院以外の死亡保険金等の請求について知りたい
- ▶ よくあるご質問を確認したい
- ▶ サイトから直接、お電話することも可能です



受付時間
24時間
365日



各種お手続き・お問い合わせ全般(保険金・給付金請求は除く)

- ▶ 住所変更、契約内容の変更、名義変更、受取人変更などのお手続き、お問い合わせ
お問い合わせは契約者ご本人さまからお願いします

携帯電話からもご利用いただけます

0120-563-506
(通話料無料)

受付時間：月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)



インターネット請求・LINEでの請求

所定の条件を満たす入院・手術・通院等のご請求は、以下のお手続きが可能です。
詳細はホームページでご確認ください。

ひまわり生命 保険金

検索

<https://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyuu/>



インターネット請求 (ひまわりスマート給付金請求)

ネット
完結

Webサービス

新規登録・ログイン画面へ



<https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/>

受付時間 **24時間365日、給付金請求のお手続きを受け付けています。**

[LINEの場合] チャットオペレーターからの回答は、月～金 9:00～18:00
(土曜日、日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます)

LINEでの請求

LINE
完結

郵送



友だち追加画面へ



※お手続き完了までは、当社からのチャットでの回答をお待ちください。



お客さまご相談窓口

- ▶ 当社に対するご意見・ご相談など

0120-273-211
(通話料無料)

携帯電話からもご利用いただけます

受付時間：月～金 9:00～18:00
(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)



SOMPOひまわり生命

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

令和3年12月改定

保険金・給付金 お手続きガイド

ご不明点はお問い合わせください

カスタマーセンター 保険金・給付金請求ダイヤル

お問い合わせは契約者・受取人(請求権者)ご本人さまからお願いします

0120-528-170

女性のお客さま専用ダイヤル

女性オペレーターが保険金・給付金等の請求に関するご連絡を受け付けています

※お手続きの内容・状況によっては、一部対応できない場合があります。

0120-528-208

携帯電話からも
ご利用いただけます

受付時間

月～金
9:00～18:00

土
9:00～17:00

(日・祝日・12/31～1/3を除く)



または担当代理店、ライフカウンセラーまで

お受取りまでの流れ

必要な書類を準備する

「ご確認いただきたいこと」

よくある「質問」



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
〈公式サイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

1 お受取りまでの流れ

P.3

2 必要な書類を準備する

- ①
- 入院・通院・投薬治療を受けたとき
 - 手術を受けたとき ●先進医療を受けたとき

P.4

② お亡くなりになったとき

死亡時の保障がない契約の場合 P.12

P.10

③ 高度な(重い)障害が残ったとき

- 両眼がまったく見えなくなった ●喉頭を全摘除した ●寝たきり状態になった 等

④ 特定の請求事由に該当したとき

高度障害 保険金 特定疾病 保険金 保険料 払込免除 リビング・ニーズ 特約保険金 介護一時金・年金 総合生活障害 保険金・年金 等

P.13

⑤ 余命6か月以内と診断されたとき

ご確認ください

3 事実確認について P.16

4 マイナンバー制度にともなうお願い P.16

5 請求権者ご本人さまによる
お手続きが困難な場合 P.17

6 法定相続人からのご請求の場合 P.18

7 もれなくご請求いただくために P.19

8 お支払いできない場合 P.20

9 請求手続き支援サービス P.21

10 よくあるご質問 P.22

1 お受取りまでの流れ



書類のご準備・ご提出(お客さま)

当社所定の用紙にご記入いただき、
他の必要書類をお取り揃えのうえ同封の返信用封筒にてご返送ください。

- 「診断書」の発行や、公的書類の交付等にかかる費用はお客さまのご負担となります。
- 請求権者ご本人さまによるお手続きが困難な場合は、P.17をご確認いただき、ご不明点は当社までご相談ください。



お支払い(当社)

必要書類に不足がなく、ご請求内容に不明な点がない場合、ご提出いただいた書類が
当社に到着した日の翌日から5営業日以内(土・日・祝日・年末年始を除く)にお支払いします。

- 書類の不足や内容に不明な点がある場合は、当社よりお客さま、または直接医療機関などへ確認させていただく場合があります。
- 医療機関などへの確認を必要とする場合は、ご提出いただいた書類が当社に到着した日の翌日から60日以内にお支払いします。(特別な照会・調査が必要となる場合は、内容に応じてお支払期限が異なります。)

ご契約の保険約款に従い、保険金・給付金などをご指定の口座へお支払いします。

- お支払決定後に、当社からお支払内容の明細をお送りしますのでご確認ください。
- 未払込保険料がある場合は、保険金・給付金から未払込保険料を差し引いてお支払いする場合があります。



ご契約の内容により、保険金・給付金をお支払いできない場合もあります。

- その場合は、お支払いできない理由を書面またはお電話で説明します。
- 当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、保障の対象となるものがまったくなかった場合は、当社所定の診断書代金をお支払いします。

2

必要な書類を準備する

- ① ●入院・通院・投薬治療を受けたとき
- 手術を受けたとき
- 先進医療を受けたとき

ご請求の内容によって必要書類が異なります。
以下のご請求パターンに応じて、必要書類をご確認ください。



通院給付金または
健康回復支援給付金のみの
ご請求の場合

P.5 **A** ^

手術のご請求を含む場合

P.5 **B** ^

手術のご請求を含まない場合
(入院・通院等)

P.7 **C** ^

- がん外来治療給付金
- 抗がん剤治療に関する給付金
- 保険料払込免除
- 特定疾病保険金・年金
- 先進医療給付金
- 骨折治療給付金^(※)

のご請求の場合

P.7 **D** ^

(※)「笑顔をまもる認知症保険」にてお支払いする給付金です。

必要な書類を準備する

●入院・通院・投薬治療を受けたとき
●手術を受けたとき ●先進医療を受けたとき

A 通院給付金または健康回復支援給付金のみのご請求の場合

診断書の代わりに書類でご請求いただけます。P.6をご確認ください。

※がん外来治療給付金または抗がん剤治療に関する給付金のご請求がある場合、診断書が必要です。

P.7 Dをご確認ください。

B 手術のご請求を含む場合

以下の質問内容をご確認いただき、P.6へお進みください。

No.	質問内容	チェック										
1	<p>次のアまたはイのどちらかに該当する</p> <p>ア 保険種類が以下のいずれかで、公的医療保険適用(※1)の手術(※2)(先進医療は除く)を受けたご加入中の保険種類を、保険証券にてご確認ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>保険種類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●医療保険(MI-01) ●払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 ●医療保険(2014) ●旧日本興亜生命保険の医療保険(08) </td> </tr> </table> <p>(注)上記保険種類以外のご契約と同時に請求される場合は、条件に該当しません。</p> <p>イ 公的医療保険適用となった以下のいずれかの手術を受けた「診療明細書」に、以下の手術名が掲載されていることをご確認ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手術名</th> <th>眼の手術</th> <th>腹部の手術</th> <th>女性の手術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●水晶体再建術 ●眼瞼下垂症手術 ●網膜光凝固術 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ●ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) ●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) ●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●帝王切開術 ●流産手術 ●子宮筋腫摘出(核出)術 ●腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 ●子宮鏡下子宮筋腫摘出術 </td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険(MI-01) ●払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 ●医療保険(2014) ●旧日本興亜生命保険の医療保険(08) 	手術名	眼の手術	腹部の手術	女性の手術		<ul style="list-style-type: none"> ●水晶体再建術 ●眼瞼下垂症手術 ●網膜光凝固術 	<ul style="list-style-type: none"> ●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ●ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) ●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) ●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 	<ul style="list-style-type: none"> ●帝王切開術 ●流産手術 ●子宮筋腫摘出(核出)術 ●腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 ●子宮鏡下子宮筋腫摘出術 	<input checked="" type="checkbox"/>
保険種類	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険(MI-01) ●払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 ●医療保険(2014) ●旧日本興亜生命保険の医療保険(08) 											
手術名	眼の手術	腹部の手術	女性の手術									
	<ul style="list-style-type: none"> ●水晶体再建術 ●眼瞼下垂症手術 ●網膜光凝固術 	<ul style="list-style-type: none"> ●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ●ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) ●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) ●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 	<ul style="list-style-type: none"> ●帝王切開術 ●流産手術 ●子宮筋腫摘出(核出)術 ●腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 ●子宮鏡下子宮筋腫摘出術 									
2	手術日が、責任開始日(※3)より 2年経過後 である	<input checked="" type="checkbox"/>										
3	受けた手術は 1種類 (※4)である	<input checked="" type="checkbox"/>										
4	受けた手術の傷病名は「 がん・悪性新生物 」ではない (がんの可能性がある場合は、良性であることが確定した後にご請求ください。)	<input checked="" type="checkbox"/>										
5	次のいずれかに該当する <ul style="list-style-type: none"> ●特定部位・指定疾病不担保法が適用(※5)されていない契約である ●特定部位・指定疾病不担保法が適用されている契約だが、適用期間外に受けた手術である 	<input checked="" type="checkbox"/>										
6	次のいずれかに該当する <ul style="list-style-type: none"> ●入院のご請求がない ●入院日数が30日以下ですすでに退院している 	<input checked="" type="checkbox"/>										

(※1) 公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料が算定されるものをいいます。
(※2) 一部お支払対象外手術があります。詳しくは約款をご確認ください。
(※3) 契約を復活した場合は、その効力発生日を責任開始日に置き換えます。
(※4) 診療明細書1発行(医療機関の会計窓口で1度に発行される単位)につき、掲載されている手術が1種類のみであること。
(※5) 特定部位・指定疾病不担保法が適用されている契約は、保険証券の特別条件に「特定部位・指定疾病不担保法」等と記載されています。

ご請求内容によっては下記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは P.9 をご確認ください。

必要書類	① 保険金・給付金等請求書	② 同意書	③ 治療状況報告書	④ 診察券コピー	④ 領収証コピー
	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。	<p>(通院給付金のご請求の場合)</p> <p>●診察券コピー(※1)がない場合は、領収証コピーまたは診療明細書コピー(※2)のいずれかをご提出ください。</p> <p>●医療機関が2か所以上の場合は、各医療機関分が必要です。</p> <p>●ご提出いただく領収証コピー等は、医療機関名が明記されたものをご用意ください。</p> <p>(※1) 診察券コピーは、被保険者ご本人さまのお名前と医療機関名が明記されたものをご用意ください。なお、通院日の記載がなくても問題ありません。</p> <p>(※2) 複数回通院されている場合でも、1か所の医療機関につき1枚の領収証コピーまたは診療明細書コピーのご提出で問題ありません。</p>	<p>(健康回復支援給付金のご請求の場合)</p> <p>●高血圧症、脂質異常症(高コレステロール血症、高脂血症)、高血糖症(糖尿病)の治療のためお薬の処方を受けた際に、医療機関が発行した領収証のコピーをご提出ください。</p> <p>※お薬を受け取る際に薬局で発行される領収証ではありません。</p>
	または				

インターネット請求またはLINEでの請求もご利用いただけます(所定の条件があります)。
裏面をご確認ください。

(注) 提出書類の内容によっては、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

ご請求内容によっては下記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは P.9 をご確認ください。

B のNo.1~6すべてにあてはまる場合

必要書類	① 保険金・給付金等請求書	② 同意書	③ 治療状況報告書	④ 領収証コピー	⑤ 診療明細書コピー
	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。	●医療機関が発行した領収証のコピーをご提出ください。	●医療機関の会計窓口で受け取ることができる明細書の中で、治療中に受けた検査や手術、投薬などの詳細な情報が記載されています。 ※診療明細書の発行には、手数料が生じる場合があります。その場合の手料はお客さまのご負担となります。
	および				

インターネット請求またはLINEでの請求もご利用いただけます(所定の条件があります)。
裏面をご確認ください。

(注) 提出書類の内容によっては、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

B のNo.1~6ひとつでもあてはまらない場合

必要書類	① 保険金・給付金等請求書	② 同意書	③ 入院・手術・通院等証明書(診断書)
	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。	●当社所定の診断書をご提出ください。診断書の記入を医療機関にご依頼ください。 ●「がん・悪性新生物」で終身がん保険(C1・C2・C3)のご請求を含む場合、「入院・手術・通院等証明書(診断書)終身がん等対応」をご提出ください。 ※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。

他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの方は P.9 をご確認ください。

2

①

必要な書類を準備する

●入院・通院・投薬治療を受けたとき
●手術を受けたとき ●先進医療を受けたとき

C

手術のご請求を含まない場合(入院・通院等)

以下の質問内容をご確認いただき、P.8へお進みください。

No.	質問内容	チェック				
1	ご請求の内容が、「三大疾病入院一時金」「がん一時金」「心疾患一時金」「脳血管疾患一時金」「抗がん剤治療に関する給付金」「保険料払込免除」「先進医療給付金」のいずれでもない	<input type="checkbox"/>				
2	お支払いの対象となる入院が以下の日数であり、すでに退院している	<input type="checkbox"/>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約期間(*1)</th> <th>お支払の対象となる入院日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年経過していない場合</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>2年経過している場合</td> <td>30日以内</td> </tr> </tbody> </table>		契約期間(*1)	お支払の対象となる入院日数	2年経過していない場合	10日以内
契約期間(*1)	お支払の対象となる入院日数					
2年経過していない場合	10日以内					
2年経過している場合	30日以内					
3	次のいずれかに該当する	<input type="checkbox"/>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約期間(*1)</th> <th>請求内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年経過していない場合</td> <td>ご請求の内容が、「がん・悪性新生物」「脳卒中」「急性心筋梗塞」のいずれでもない</td> </tr> <tr> <td>2年経過している場合</td> <td>「がん・悪性新生物」ではない または「がん・悪性新生物」の請求であるが <ul style="list-style-type: none"> ●がん保険 ●女性疾病保険 ●「がん」であることによりお支払金額が割増になる特約・特則 ではない </td> </tr> </tbody> </table>		契約期間(*1)	請求内容	2年経過していない場合	ご請求の内容が、「がん・悪性新生物」「脳卒中」「急性心筋梗塞」のいずれでもない
契約期間(*1)	請求内容					
2年経過していない場合	ご請求の内容が、「がん・悪性新生物」「脳卒中」「急性心筋梗塞」のいずれでもない					
2年経過している場合	「がん・悪性新生物」ではない または「がん・悪性新生物」の請求であるが <ul style="list-style-type: none"> ●がん保険 ●女性疾病保険 ●「がん」であることによりお支払金額が割増になる特約・特則 ではない					
4	次のいずれかに該当する ●特定部位・指定疾病不担保法が適用(*2)されていない、または適用期間が終了している ●特定部位・指定疾病不担保法が適用期間中の入院だが、「退院証明書」のコピーで「傷病名」の確認ができる	<input type="checkbox"/>				

(※1) 契約の責任開始日(契約を復活した場合は、その効力発生日)から入院までの期間を指します。

(※2) 特定部位・指定疾病不担保法が適用されている契約は、保険証券の特別条件に「特定部位・指定疾病不担保法」等と記載されています。

D

がん外来治療給付金、抗がん剤治療に関する給付金、保険料払込免除(*1)、特定疾病保険金・年金(*1)、先進医療給付金、骨折治療給付金(*2)のご請求の場合

診断書が必要です。P.8をご確認ください。

(※1) 保険料払込免除または特定疾病保険金・年金のご請求がある場合、保険証券または受取人(請求権者)の本人確認書類も必要です。P.9をご確認ください。

(※2) 骨折治療給付金のご請求がある場合、当社所定の診断書が必要です。

ご請求内容によっては下記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくはP.9をご確認ください。

CのNo.1~4すべてにあてはまる場合

必要書類

①保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。
②同意書	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。
③治療状況報告書	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。
④領収証コピー	●医療機関が発行した入院期間が確認できる領収証のコピーをご提出ください。 領収証コピーがない場合は、以下のいずれかをご提出ください。(*1) ・診療費請求書コピー ・診療明細書コピー ・退院証明書コピー(*2)

インターネット請求またはLINEでの請求もご利用いただけます(所定の条件があります)。裏面をご確認ください。

(注) 提出書類の内容によっては、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

CのNo.1~4ひとつでもあてはまらない場合

必要書類

①保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。
②同意書	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。
③入院・手術・通院等証明書(診断書)	●当社所定の診断書をご提出ください。診断書の記入を医療機関にご依頼ください。 ●「がん・悪性新生物」で終身がん保険(C1・C2・C3)のご請求を含む場合、「入院・手術・通院等証明書(診断書)終身がん等対応」をご提出ください。 ※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。

他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの方はP.9をご確認ください。

ご請求内容によっては下記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくはP.9をご確認ください。

必要書類

①保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。請求権者ご本人さまがご記入ください。
②同意書	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。
③入院・手術・通院等証明書(診断書)	●当社所定の診断書をご提出ください。診断書の記入を医療機関にご依頼ください。 ●「がん・悪性新生物」で終身がん保険(C1・C2・C3)のご請求を含む場合、「入院・手術・通院等証明書(診断書)終身がん等対応」をご提出ください。 ●三大疾病(「がん・悪性新生物」「急性心筋梗塞」「脳卒中」)以外で保険料免除のご請求を含む場合、ご提出いただく診断書が異なります。P.14をご確認ください。 ※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。

他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの方はP.9をご確認ください。

お受取りまでの流れ

必要な書類を準備する

「ご確認いただきたいこと」

よくある「質問」

2

①

必要な書類を準備する

- 入院・通院・投薬治療を受けたとき
- 手術を受けたとき
- 先進医療を受けたとき

他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの場合

※他の生命保険会社や病院所定の診断書の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」等のご提出をお願いすることがあります。

他の生命保険会社の診断書		●診断書原本またはコピーをご提出ください。
病院所定の診断書	当社へのご請求金額が 20万円以下	●診断書原本またはコピーをご提出ください。
	当社へのご請求金額が 20万円を超える	●診断書原本またはコピーをご提出ください。 コピーの場合は、余白に医師(医療機関)の原本証明印をお取り付けください。 ※診断書に押印されているものと同じ印が必要です。



請求内容により必要な書類

公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。

保険証券または受取人(請求権者)の本人確認書類	●保険料払込免除または特定疾病保険金・年金のご請求がある場合、次のいずれかの書類をご提出ください。				
	<table border="1"> <tr> <th>受取人(請求権者)が個人の場合</th> <th>受取人(請求権者)が法人の場合</th> </tr> <tr> <td>保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を塗りつぶしたうえでご提出ください。</td> <td>保険証券(原本)・印鑑証明書・登記事項証明書(コピー可)</td> </tr> </table>	受取人(請求権者)が個人の場合	受取人(請求権者)が法人の場合	保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を塗りつぶしたうえでご提出ください。	保険証券(原本)・印鑑証明書・登記事項証明書(コピー可)
受取人(請求権者)が個人の場合	受取人(請求権者)が法人の場合				
保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を塗りつぶしたうえでご提出ください。	保険証券(原本)・印鑑証明書・登記事項証明書(コピー可)				
受取人(請求権者)の印鑑証明書または登記事項証明書(登記簿謄本) ※いずれもコピー可	●受取人(請求権者)を法人と指定されていて、 <u>代表者変更や組織変更</u> があった場合にご提出ください。				
受取人(請求権者)の戸籍謄本・抄本 ※コピー可	● <u>被保険者が受取人(請求権者)で、死亡されている場合</u> 死亡された受取人(請求権者)の死亡時の法定相続人が受取人(請求権者)になります。死亡された受取人(請求権者)の法定相続人を確認できる戸籍書類をご提出ください。 P.18 をご確認ください。				
委任状または代表者選任届および受取人全員の印鑑証明書	●受取人(請求権者)が死亡されているため、その受取人(請求権者)の <u>法定相続人等からの請求</u> となる場合 受取人全員の「委任状」または「代表者選任届」、および受取人全員の印鑑証明書(コピー可)をご提出ください。 ただし、ご請求金額が500万円以下で、かつ受取人(請求権者)が全員法定相続人である場合は必要ありません。				

2

②

必要な書類を準備する

お亡くなりになったとき

死亡時の保障がある契約の場合

死亡時の保障がない契約の場合は、**P.12**をご確認ください。

必要書類	① 保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。 <u>受取人(請求権者)ご本人さま</u> がご記入ください。			
	② 同意書	●当社所定の用紙です。 <u>ご遺族の方が</u> ご記入ください。			
	③ 死亡証明書 ※コピー可	●当社所定の用紙です。 <u>医師にご記入いただき</u> 、ご提出ください。 ※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。 以下のコピーでご請求いただけます。 ●当社以外の保険請求(生命保険、損害保険、かんぽ、共済など)に使用する「死亡証明書」のコピー ●医療機関所定の「死亡証明書」のコピー ●「死亡診断書(死体検案書)」のコピー			
	④ 保険証券または受取人(請求権者)の本人確認書類	●次のいずれかの書類をご提出ください。 <table border="1"> <tr> <th>受取人(請求権者)が個人の場合</th> <th>受取人(請求権者)が法人の場合</th> </tr> <tr> <td>保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を認めないよう塗りつぶしたうえでご提出ください。</td> <td>保険証券(原本)・印鑑証明書・登記事項証明書(コピー可) ※代表者変更や組織変更があった場合は、印鑑証明書または登記事項証明書をご提出ください(コピー可)。</td> </tr> </table> 発行日から6か月以内のものをご提出ください。	受取人(請求権者)が個人の場合	受取人(請求権者)が法人の場合	保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を認めないよう塗りつぶしたうえでご提出ください。
受取人(請求権者)が個人の場合	受取人(請求権者)が法人の場合				
保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を認めないよう塗りつぶしたうえでご提出ください。	保険証券(原本)・印鑑証明書・登記事項証明書(コピー可) ※代表者変更や組織変更があった場合は、印鑑証明書または登記事項証明書をご提出ください(コピー可)。				

ご請求内容によっては上記以外の書類が必要となる場合があります。**P.11**をご確認ください。

2 ② お亡くなりになったとき

死亡時の保障がある契約の場合

請求内容により必要な書類

受取人(請求権者)の 戸籍謄本・抄本

※コピー可

次の **A B** いずれかに該当する場合ご提出ください。

- A** 受取人(請求権者)に改姓があった場合
受取人(請求権者)の改姓事実が確認できる戸籍書類をご提出ください。
- B** 受取人(請求権者)が死亡されている場合
死亡された受取人(請求権者)の死亡時の法定相続人が受取人(請求権者)になります。死亡された受取人(請求権者)の法定相続人を確認できる戸籍書類をご提出ください。
※1部が2枚以上の戸籍は、先頭から最終ページまですべてご提出ください。

P.18 をご確認ください。

発行日から6か月以内のものをご提出ください。

委任状または 代表者選任届 および 受取人全員の 印鑑証明書

次の **A B C** いずれかに該当する場合ご提出ください。

- A** 受取人(請求権者)が複数人指定されている場合
- B** 受取人(請求権者)が「被保険者の法定相続人」と指定されている場合
- C** 受取人(請求権者)が死亡されているため、その受取人(請求権者)の法定相続人等からの請求となる場合

受取人全員の「委任状」または「代表者選任届」、および受取人全員の印鑑証明書(コピー可)をご提出ください。

ただし、ご請求金額が500万円以下で、かつ受取人(請求権者)が全員法定相続人である場合は必要ありません。

保険金等請求 内容確認書

- 保険金受取人(請求権者)を法人と指定されている場合で、契約日または自動更新日が平成11年4月2日以降の場合ご提出ください。

ただし、被保険者がお亡くなりになった時点で、被保険者が法人代表者または法人から役員報酬のみを受け取る役員であった場合は必要ありません。

死亡時の保障がない契約の場合 (死亡保険金・死亡給付金不担保特則が付加された契約の場合など)

必要書類

① 保険金・ 給付金等 請求書 または 死亡通知書

- 当社所定の用紙です。
受取人(請求権者)ご本人さまがご記入ください。
- 給付金のご請求がない場合、
「死亡通知書」でご請求ください。

② 同意書

- 当社所定の用紙です。
ご遺族の方がご記入ください。
「死亡通知書」をご提出される場合は不要です。

③ 死亡証明書 または 死亡診断書 (死体検案書)

※いずれもコピー可

- 医師にご記入いただき、ご提出ください。
「死亡通知書」をご提出される場合は不要です。
ただし、無解約返戻金型総合生活障害保障保険の場合は、「死亡証明書/死亡診断書(死体検案書)」のご提出が必要です。
※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。

④ 保険証券 または 受取人(請求権者)の 本人確認書類

- 次のいずれかの書類をご提出ください。

受取人(請求権者)が個人の場合	受取人(請求権者)が法人の場合
保険証券(原本)・免許証・健康保険証・ 戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記 号・番号部分(読み取ると記号・番号が 分かる二次元コード含む)を読めないよ うに塗りつぶしたうえでご提出ください。	保険証券(原本)・印鑑証明書・ 登記事項証明書(コピー可) ※代表者変更や組織変更があった場合 は、印鑑証明書または登記事項証明 書をご提出ください(コピー可)。

発行日から6か月以内のものをご提出ください。

請求内容により必要な書類

受取人(請求権者)の 戸籍謄本・抄本

※コピー可

- 受取人(請求権者)が法定相続人の場合
法定相続人が確認できる戸籍謄本をご提出ください。

「死亡通知書」をご提出される場合で、
未経過保険料や解約返戻金のお支払いがない場合は不要です。
※1部が2枚以上の戸籍は、先頭から最終ページまですべてご提出ください。

P.18 をご確認ください。

お受取りまでの流れ

必要な書類を準備する

「ご確認いただきたいこと」

よくあるご質問

③ 高度な(重い)障害が残ったとき
 特定の請求事由に該当したとき
 余命6か月以内と診断されたとき

以下のご請求がある場合にご確認ください。

- 高度障害保険金
- 特定疾病保険金
- 保険料払込免除
- リビング・ニーズ特約保険金
- 介護一時金・年金
- 総合生活障害保険金・年金
- 等

必要書類

① 保険金・給付金等請求書	● 当社所定の用紙です。受取人(請求権者)ご本人さまがご記入ください。				
② 同意書	● 当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。				
③ 保険証券または受取人(請求権者)の本人確認書類	<p>● 次のいずれかの書類をご提出ください。</p> <table border="1"> <tr> <th>受取人(請求権者)が個人の場合</th> <th>受取人(請求権者)が法人の場合</th> </tr> <tr> <td> 保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を読めないように塗りつぶしたうえでご提出ください。 </td> <td> 保険証券(原本)・印鑑証明書・登記事項証明書(コピー可) ※代表者変更や組織変更があった場合は、印鑑証明書または登記事項証明書をご提出ください(コピー可)。 </td> </tr> </table> <p>発行日から6か月以内のものをご提出ください。</p>	受取人(請求権者)が個人の場合	受取人(請求権者)が法人の場合	保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を読めないように塗りつぶしたうえでご提出ください。	保険証券(原本)・印鑑証明書・登記事項証明書(コピー可) ※代表者変更や組織変更があった場合は、印鑑証明書または登記事項証明書をご提出ください(コピー可)。
受取人(請求権者)が個人の場合	受取人(請求権者)が法人の場合				
保険証券(原本)・免許証・健康保険証・戸籍謄本・住民票等(コピー可) ※健康保険証は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を読めないように塗りつぶしたうえでご提出ください。	保険証券(原本)・印鑑証明書・登記事項証明書(コピー可) ※代表者変更や組織変更があった場合は、印鑑証明書または登記事項証明書をご提出ください(コピー可)。				
④ 診断書等	<p>● ご請求内容により異なります。</p> <p>P.14-15 をご確認ください。</p> <p>※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。</p>				

請求内容により必要な書類

保険金等請求内容確認書	<p>該当する場合はご提出ください。</p> <p>● 保険金受取人(請求権者)を法人と指定されていて、契約日または自動更新日が平成11年4月2日以降の場合ご提出ください。</p> <p>ただし、以下のいずれかの場合は必要ありません。</p> <p>① 介護一時金、生活サポート年金、就労不能年金、総合生活障害保険金(死亡給付金除く)・年金または保険料払込免除のみのご請求の場合</p> <p>② 被保険者が所定の状態になられた時点で、被保険者が法人代表者または法人から役員報酬のみを受け取る役員であった場合</p>
代理請求申請書	<p>● 代理請求人からの請求の場合ご提出ください。</p> <p>● 被保険者との続柄を確認できる書類(戸籍謄本など)のご提出も必要です。</p>

請求内容により各診断書等をご提出ください。

請求内容	診断書名
高度障害保険金・年金	障害診断書
特定疾病保険金・年金	入院・手術・通院等証明書(診断書)
リビング・ニーズ特約保険金 ターミナルケア保険金	リビングニーズ・ターミナルケア専用診断書
介護前払特約保険金	介護保険被保険者証または 介護保険要介護・要支援等結果通知書のコピー
痴呆介護年金・重度介護年金	介護診断書

保険料払込免除のご請求については、以下の請求内容に応じていずれかの書類をご提出ください。

請求内容	診断書名
保険料払込免除	<p>会社所定の障害状態に該当する場合</p> <p>障害診断書</p> <p>会社所定の特定疾病に該当する場合</p> <p>入院・手術・通院等証明書(診断書)</p>

就労不能年金、生活サポート年金、七大疾病・就労不能保険料免除、医療用保険料免除のご請求については、以下の請求内容に応じていずれかの診断書をご提出ください。

請求内容	診断書名
就労不能年金(就労不能状態による保険料払込免除)	<p>会社所定の就労不能状態に該当する場合</p> <p>【就労不能】専用診断書</p> <p>国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に該当する場合</p> <p>年金証書・年金決定通知書コピーおよび【国民年金 厚生年金保険】診断書コピー 診断書コピーがない場合は、当社所定の【就労不能】専用診断書</p>
生活サポート年金(七大疾病による保険料払込免除)	【メンタル疾患・七大疾病】専用診断書

介護一時金のご請求については、以下の請求内容に応じていずれかの書類をご提出ください。

請求内容	診断書名
介護一時金 介護年金	<p>会社所定の高度障害状態に該当する場合</p> <p>障害診断書</p> <p>公的介護保険制度で要介護認定を受けた場合</p> <p>介護保険被保険者証または 介護保険要介護・要支援等結果通知書のコピー</p> <p>会社所定の要介護状態に該当する場合</p> <p>介護診断書</p>

「総合生活障害保険金・年金」については、次ページをご確認ください。

2

必要な書類を準備する

- ③ 高度な(重い)障害が残ったとき
- 特定の請求事由に該当したとき
- 余命6か月以内と診断されたとき

請求内容により各診断書等をご提出ください。

総合生活障害保険金・年金のご請求については、下の請求内容に応じていずれかの書類をご提出ください。

請求内容		診断書名
総合生活障害保険金 総合生活障害年金	七大疾病により所定の事由に該当する場合 ^(※1)	【メンタル疾患・七大疾病】専用診断書
	会社所定の就労不能状態に該当する場合	【就労不能】専用診断書
	国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に該当する場合	年金証書・年金決定通知書コピーおよび【国民年金厚生年金保険】診断書コピー ^(※2)
	公的介護保険制度で所定の要介護認定を受けた場合	介護保険被保険者証または介護保険要介護・要支援等結果通知書のコピー
	会社所定の要介護状態に該当する場合	介護診断書
会社所定の高度障害状態に該当する場合		障害診断書

(※1) 対象となる七大疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患です。

(※2) 診断書コピーがない場合は、当社所定の【就労不能】専用診断書をご提出ください。

3

事実確認について

お客さまからご提出いただいた診断書では情報が足りず、治療の経緯、内容等をお客さまや医療機関等へ、**面談・文書により確認させていただく場合があります。これを「事実確認」といいます。**

※この事実確認は当社が業務委託をしている確認会社が実施します。

事実確認の一般的な手順

- STEP 1 お客さまとの面談**
 - 当社が委託する確認会社の担当者より、面談場所や日程を事前にご連絡したうえで訪問します。(携帯電話よりご連絡する場合があります。)
 - ※面談せずに、当社に提出いただいた同意書をもとに、病院へ文書照会する場合があります。
 - ＜同意書(承諾書)＞のご記入をお願いします。
 - ※この同意書(承諾書)は、医療機関等への確認に同意いただいたことの証明として医療機関等へ提出します。
- STEP 2 医療機関への照会と回答**
 - 診断書の記載内容や治療内容などについて、医療機関等に面談、文書等により照会します。
 - 医療機関等からの回答には多くの場合**1か月程度**の日数がかかります。
- STEP 3 お支払金額の確定**
 - お客さまや医療機関等への確認の結果を受けて、お支払金額を確定します。

4 マイナンバー制度にともなうお願い

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により、保険会社は税務署等に提出する保険金等の**支払調書**にお客さまの**個人番号(以下、マイナンバー)**、**法人番号**を記載することが義務付けられました。

お客さまへのお願い

- 保険金・年金等をお支払いしたお客さまのうち、法令等で支払調書の提出が必要なお客さまに、マイナンバー、法人番号の提供(申告)をお願いする場合があります。
- マイナンバー、法人番号の提供(申告)をお願いするお客さまには、保険金・年金等のお支払い後、当社が委託した業務代行業者より別途郵送でご案内いたします。ご案内を確認のうえ、必要書類のご返送をお願いします。
- マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きのために行政機関への提供等、法令に定められた場合を除き、他人に提供することは禁止されています。そのため、当社からマイナンバーの提供(申告)のご案内がある場合に限り、マイナンバーが記載された書類のご提供をお願いします。

(※)契約者と受取人が異なるご契約は、受取人あてに、契約者分の書類もあわせてお送りします。

お受取りまでの流れ

必要な書類を準備する

ご確認いただきたいこと

よくあるご質問

5

請求権者ご本人さまによる お手続きが困難な場合

受取人(請求権者)である被保険者のご病状から、請求書類の記入が困難な場合

- ご家族の方に代筆いただくことができます。*被保険者ご本人さまが給付金請求の意思表示ができる場合に限りです。

保険金・給付金等請求書の記入方法

- 受取人(請求権者)欄に、被保険者ご本人さまのお名前をご記入ください。
- 欄外余白に受取人が記入できない理由、および代筆者と受取人との続柄をご記入ください。

(記入例) 「本人が○○○な状況で記入できないため、代筆者○○(続柄○○)が代筆」

*お受取口座は、受取人(請求権者)名義もしくはお振替口座以外は指定できません。

受取人(請求権者)である被保険者が意識障害などで請求が困難な場合

- 代理の方によるご請求の制度があります。

次のケース①、②のような事情の場合には、代理の方によるご請求の制度があります。

ケース①

受取人が事故や病気などで昏睡・寝たきりの状態となり、ご自身で請求の意思表示ができない。

ケース②

治療上の都合で、受取人ご本人が「がん」などの病名や余命の告知をされずに、家族のみが知っているため、ご自身で請求の意思表示ができない。

指定代理請求特約を付加している場合

あらかじめ指定いただいた指定代理請求人の方が、受取人ご本人に代わって、ご請求いただけます。通常の請求書類と合わせて、別途ご提出いただく書類があります。P.13をご確認ください。

指定代理請求特約とは?

被保険者が受取人となる保険金や給付金について、受取人ご本人がご請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が代理でご請求いただける特約です。ご利用の際は、カスタマーセンターまたは取扱営業店へご連絡ください。



6

法定相続人からのご請求の場合

- 次の①②の場合は、法定相続人の中から代表者を選任のうえ、代表者の方からご請求ください。

- ①受取人(請求権者)がすでに死亡されている場合

*受取人(請求権者)死亡時の法定相続人が受取人(請求権者)となります。

- ②受取人(請求権者)が法定相続人と指定されている場合

- 法定相続人からのご請求の場合、被保険者の法定相続人を確認できる戸籍謄本等(全部事項証明書や改製原戸籍など)が必要です。

*被保険者の戸籍から除(転)籍等されている場合には、その方の現在までの戸籍謄本等も必要です。

法定相続人について

- 子(第1順位)がいない場合は、父母(第2順位)と配偶者から、子も父母もいない場合は兄弟姉妹(第3順位)と配偶者から代表者を選任しご請求ください。

父母からのご請求の場合、子(第1順位)がいないことを確認するため、被保険者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等が必要です。

兄弟姉妹からのご請求の場合、子・父母(第1順位・第2順位)がいないことを確認するため、被保険者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等および、父母がいないことが確認できる戸籍謄本等が必要です。

- 被保険者・受取人(請求権者)が被相続人となる場合、「法定相続情報証明制度」による「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を戸籍謄本の代替として利用することができます。この場合、一覧図に記載の申出の日から6か月以内のものをご提出ください。なお、コピーでもお取扱いできます。

法定相続人とその順位

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合	子と配偶者	子
子がない場合	父、母と配偶者	父、母
子も父母もいない場合	兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹

- 配偶者は常に法定相続人となりますが、他の方は順位が定められています。

第1位	第2位	第3位
子	父母	兄弟姉妹
実子および養子縁組した養子が死亡している場合は孫	父母が死亡している場合は祖父母	兄弟姉妹が死亡している場合は甥・姪

7 もれなくご請求いただくために

以下の項目に該当するものはありますか？
ご契約内容によっては、**ご請求対象になる可能性があります。**
ご不明な点がございましたら、カスタマーセンターまでお問い合わせください。



こんなことはありませんか？

入院関連 	<ul style="list-style-type: none"> ●日帰り入院をした ●亡くなる前に入院をしていた
特定の疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ●はじめてがんと診断された ●抗がん剤治療を受けた ●がん、脳卒中、急性心筋梗塞になった ●七大疾病*・就労不能状態になった <small>※悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧疾患</small>
通院 日帰りの治療など 	<ul style="list-style-type: none"> ●日帰りで手術を受けた ●放射線治療を受けた ●退院後、他の病院に通院した
介護が必要な状態など 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症と診断された ●病院やケガで障害が残った 寝たきりになった 介護が必要になった
その他こんな場合… 	<ul style="list-style-type: none"> ●先進医療による療養を受けた ●高血圧症、脂質異常症(高コレステロール血症、高脂血症)、 高血糖症(糖尿病)で投薬治療を開始した ●余命6か月以内と診断された

当社の契約に複数ご加入いただいている方で、以下に該当するケースはございませんか？



- 契約者が異なる契約がある
- 家族特約が付加されている
- 法人契約がある

8 お支払いできない場合

ご請求いただいた結果、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
この場合、当社からお客さまへ、お支払いできない理由を含め書面にてご連絡します。
お客さまのご契約内容やご加入時期によりお取り扱いが異なる場合がありますので
「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

1 約款所定のお支払事由に該当しない場合



- 当社が保障を開始する前に生じた病気やケガを原因とする死亡・高度障害
保険金や入院・手術給付金
 - 入院日数が約款所定の日数に満たない場合や、すでに支払限度日数まで
お支払いしている場合
 - 治療を目的とした手術ではない場合
 - (例)
 - 美容整形手術
 - 正常分娩
 - 診断・検査のための手術
 - 神経ブロック(注射)
 - 治療を目的とした入院ではない場合
 - (例)
 - 美容上の処置のための入院
 - 疾病を直接の原因としない不妊手術のための入院
 - 治療処置をとまわらない人間ドック検査のための入院
- など

2 約款所定の「お支払事由に該当してもお支払いできない場合」に該当した場合



- 当社が保障を開始したときから約款所定の期間内での自殺
 - 被保険者さまの故意または重大な過失によるお支払事由の発生
- など

3 告知義務違反による解除の場合



- ご加入時の健康状態に関する告知内容が被保険者の故意または重大な過失により事実と相違する場合
- など

お受取りまでの流れ

必要な書類を準備する

「ご確認いただきたいこと」

よくある「質問」

9 請求手続き支援サービス

ご高齢の方や障がいをお持ちの方などへの請求手続き支援サービスがあります。

請求手続き支援サービスをご利用いただける方

- 70歳以上で、請求手続きが難しいお客さま
- 目や耳が不自由等で、請求手続きが難しいお客さま
- 足が不自由等で、外出ができず診断書の取得ができないお客さま

※お申し出内容によっては、サービスをご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

1 診断書の取り付けを代行します。

【ご注意事項】

- 保険金・給付金をお支払いする際に、診断書代金を差し引かせていただきます。
- 診断書代金は、医療機関により異なりますが、一般的には5,500円～11,000円(税込)程度となります。
- 診断書の取り付けには、医療機関により異なりますが、1か月程度かかる場合があります。

2 当社の委託会社担当者が、お客さまのご自宅等へ訪問し、請求書類の作成をお手伝いします。

【ご注意事項】

- ご訪問前に日程調整のお電話を差し上げます。
- お電話には、ご希望のお申し出をいただいてから1～2週間ほどお時間をいただきます。

司法書士のご紹介サービスがあります。

指定代理請求特約の付加をしておらず代理人による請求ができない場合や、成年後見人を選定したいがどうすればよいかわからない場合には、司法書士を紹介するサービスがあります。

- 受取人ご本人による保険金・給付金の請求が困難で、指定代理請求特約の付加がない等、代理の方による請求ができない場合は、成年後見人を選任する必要があります。
- 専門機関である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協定し、司法書士をお客さまに紹介することが可能です。(司法書士との相談等は有料となります。)

※指定代理請求特約については、P.17 をご確認ください。



各種サービスを利用する際は、カスタマーセンターまたは取扱営業店へご連絡ください。

10 よくあるご質問

Q1 診断書代金は支払われますか？

A: 診断書代金はお客さまのご負担となります。(お支払いの対象となりません。)ただし、当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、保障の対象となるものがまったくなかった場合は、当社所定の診断書代金をお支払いします。

Q2 先進医療を受ける予定ですがお支払いの対象となりますか？ また、請求の手続きについて確認したいのですが？

A: 先進医療のご請求に関する相談、ご質問などは先進医療デスクまでお問い合わせください。

先進医療のご請求に関する相談、ご質問

先進医療デスク 0120-665-780 受付時間:月～金 9:00～18:00
(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

- 携帯電話からもご利用いただけます。
- 先進医療特約を付加した保険にご加入いただいている方で、先進医療の受療を検討されている方、または先進医療をすでに受療された方用の窓口です。

※先進医療とは、厚生労働大臣が承認した医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関が限定されています。そのため、対象となる先進医療は変わることがあります。

その他のご質問については、当社ホームページ「よくあるご質問」をご確認ください。

アクセスはこちらから!

